

別 表（第 2 条関係）

| | |
|-------------------------|---|
| 補 助 事 業 名 | 交通 DX 等労働生産性向上事業（キャッシュレス決済） |
| 補 助 事 業 の 目 的 | 補助対象事業者が行う DX 等の労働生産性の向上に資する取組に要する経費の一部に対し補助することにより、運転士不足等への対応、経営負担の軽減や事業継続確保を図ることを目的とする。 |
| 補 助 事 業 の 対 象 と な る 者 | <p>県内に営業所がある交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 西日本^{※1} ・ 地域鉄道事業者 ・ 道路運送法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者^{※2} ・ 道路運送法第 4 条の許可により運行するタクシー事業者^{※3} ・ 生活航路事業者 <p>※1 令和 4 年 4 月の JR 西日本発表による県内輸送密度 2 千人未満の線区に限る</p> <p>※2 公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、高速バスは除く</p> <p>※3 福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く</p> |
| 補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費 | <p>交通系 IC カードの他、QR コードや非接触型クレジット決済等のキャッシュレス決済の新規導入・機能向上を伴う更新に要する経費から交通事業者が収受する国庫支出金を除いた額^{※4}</p> <p>※4 県域を跨る路線については、補助対象経費に県域負担割合を乗じた額</p> |
| 補 助 率 | 1/4 |
| 補 助 金 の 額 | <p>総事業費の 6 分の 1 又は補助対象経費の 4 分の 1 のいずれか低い額以内^{※5}かつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道・生活航路事業者については、上限 30,000,000 円/者 ② 乗合バス事業者については上限 420,000 円/台 ③ タクシー事業者については上限 1,500,000 円/者 <p>ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>※5 乗合バス事業者については、「ひょうご新 IC サービス整備協議会」にて定められた額を控除した額</p> <p>(注)上限については、交通 DX 等労働生産性向上事業対象事業の合計額の上限とする。</p> |
| 適 用 除 外 す る 条 項 | — |
| そ の 他 の 事 項 | — |

別 に 定 め る 事 項

| 関係条項 | 内 容 |
|----------------------------------|--|
| <p>第 3 条 (交付申請)</p> | <p>(添付書類) 事業実施計画書 補助事業所要（精算）額計算書（様式第 14 号(キャッシュレス決済)） 国庫補助金の交付申請書の写し その他必要と認める書類</p> |
| | <p>(指定期日) 別途指定する日</p> |
| <p>第 7 条第 1 項 (変更交付申請)</p> | <p>(軽微な経費配分の変更) 補助額の増額を伴わない経費配分の変更</p> |
| | <p>(軽微な事業内容の変更) -</p> |
| | <p>(添付書類) 事業実施計画書 補助事業所要（精算）額計算書（様式第 14 号(キャッシュレス決済)） その他必要と認める書類</p> |
| | <p>(指定期日) 変更交付申請を行う事由が発生後、速やかに申請</p> |
| <p>第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)</p> | <p>(報告事項等) -</p> |
| <p>第 11 条 (実績報告)</p> | <p>(添付書類) 補助事業所要（精算）額計算書（様式第 14 号(キャッシュレス決済)） 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付、内容が確認できるもの） その他必要と認めるもの (注) 領収書等により補助対象経費に該当することを確認できない場合は、請求書等の支払いの内容が確認できるものを併せて提出</p> |
| | <p>(指定期日) 補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は第 4 条の交付決定に係る県の会計年度が終了する日のいずれか早い日</p> |
| <p>第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)</p> | <p>(処分制限時間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数等の期間</p> |